**令和６年度イノベーション創出事業終了後の手続き**

事業終了後、提出していただく書類は「**①実績報告書**」と「**②経過報告書**」の２種類です。

**①実績報告書**

「実績報告日、添付書類等、１補助金額、6経費配分、７実績報告」を記入してください。（１～３枚目）

計画したものを購入し、支払が終了した時点で提出は可能ですが、なるべく一回以上使用した結果を含めて報告してください。

**提出期限は、令和７年２月１０日　県漁連必着です。**

必ず計画書作成時と同じ支援チームに相談のうえ、郵送にて提出してください。

請求書・領収書・写真・その他必要書類も添付してください。

**②経過報告書**

「８目標の達成に向けた計画」（４枚目）の経過報告書部分を記入してください。

**令和６年度（令和６事業年度）の収支が確定次第、速やかに提出してください。**実績報告書と同時に提出する必要はありません。

実績報告書の提出期日に間に合うようならば、同時に提出して構いません。

令和６年度の経過報告の最終期日は令和７年11月30日です。

**令和６年度に申請した補助金の経過報告書を５年間（令和１０年度の報告まで）毎年提出しない場合は、令和７年度以降、この補助金を受けることが出来なくなります。ご注意ください。**

**③申請時から金額が変更した場合**

補助対象経費の増額、補助金充当額の２０％を超す減額の場合は、変更申請と、見積書の再提出が必要となります。支援チームに相談してください。

**④実績報告書・経過報告書提出先**

〒420-8666　静岡市葵区追手町９番１８号

静岡県漁業協同組合連合会　イノベーション　担当

**詳しい作成方法は、「イノベーション創出事業実績報告書　記入方法」に記載してあります。**